

特集 2022年を振り返る

第1章 世界的なリスクが増した 2022年

——求められる中小企業診断士のあり方



齋藤 慶太
東京都中小企業診断士協会

1. 世界規模での波乱の年

2022年は世界の政治経済体制にとって波乱の年となった(図表1)。

日本を含む各国の行動制限の緩和や入国制限の撤廃など、新型コロナウイルスの影響終息に向けた動きも見え出した。一方、ウクライナ情勢を一因とする物価の高騰や、年初の1ドル=110円台から9月には1ドル=140円台となった急速な円安の進行など、マクロ環境的なリスクが高まった。

1月に地域的な包括的経済連携(RCEP)協定が発効したが、7月にはインド太平洋経済枠組み(IPEF)の発足について閣僚級会合が開かれるなど、国際貿易にかかわるルールも変化が早い。円安が進む中で輸出や越境ECを検討する企業も多いが、支援する立場の中小企業診断士もこうした変化を注視していく必要があるだろう。

また、7月に発生したKDDIの全国通信障害や、地震による火力発電所の停止によって発生した電力需給ひっ迫は、基礎インフラの重要性・BCPの必要性を実感させるものだった。

そうした中、企業の経営力向上に向けた取組みも行われた。人的資本に注目した経営の実践についてまとめられた「人材版伊藤レポート2.0」が発表された。また、東京証券取引所では、市場第一部に偏重した既存の市場区

分を改め、市場ごとの目的を明確にした新たな市場区分への再編を実施した。プライム市場に上場した企業については、同時にコーポレートガバナンスの強化が求められることも見落とせない。

図表1 2022年1～10月の出来事

時期	出来事
1月	トンガ王国で大規模噴火発生 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定が発効
2月	北京冬季オリンピック・パラリンピック開催 ロシアとウクライナの軍事衝突開始
3月	東京電力・東北電力管内で電力需給ひっ迫警報発令 ドル円レートが120円台に
4月	中小企業診断士制度が改正施行 東京証券取引所新市場区分開始 中小企業活性化協議会発足
5月	米バイデン大統領来日 人材版伊藤レポート2.0公表 ドル円レートが130円台に
6月	東京電力管内で電力需給ひっ迫注意報発令 米、空路入国者に対する陰性証明提示義務解除
7月	安倍晋三元首相銃撃事件発生 第26回参議院議員通常選挙執行 IPEF 閣僚級会合 KDDI 全国通信障害
8月	米大リーグ大谷翔平選手が104年ぶりのダブルデジット(2桁勝利・2桁本塁打)を達成
9月	英エリザベス2世が死去 ドル円レートが140円台に
10月	育児・介護休業法改正による「出生時育児休業(産後パパ育休)」制度が創設

筆者作成

そうした新しい知識を中小企業に伝えていく役割を担う中小企業診断士自体の制度も、一部改正が行われた。世界的なリスクが増す中、企業や中小企業診断士のあり方も考えさせられる1年となった。

2. コロナ禍の状況

2020年初頭から始まった新型コロナウイルス感染拡大の影響は、2022年も継続した。厚生労働省の発表によると、前年から続く入国制限措置やまん延防止措置などの影響もあって前半は新規感染者数が少なかったが、7月以降高水準で推移し、2022年8月19日には26万人超となり過去最多を記録した。

重症者数はこれまでの感染症のピークよりは少ないものの、国内は2022年11月15日時点で累計で4万7,000人を上回っており、予断を許さない状況が続いている。

2022年以降は、緊急事態宣言は発出されていないが、1月9日から3月21日まで、感染拡大地域を対象にまん延防止等重点措置が取られ、対応が必要となった(図表2)。

また、2021年11月にいったん外国人の入国を停止した入国制限は、2022年も徐々に緩和されながら10月まで続いた(図表3)。

一方、コロナ禍にもかかわらず、外国人雇用状況は2021年10月時点で過去最多の人数となっており、労働力需要は高い。企業の人手不足やインバウンド需要の復活などにかかわるため、注目すべきテーマとなっている。

3. 中小企業の景気実感

内閣府が公表する国民経済計算(GDP統計)によると、2022年第2四半期の名目GDPは547兆円であり、前年同期の542兆円からは回復傾向にあるものの、コロナ前の2020年第1四半期の553兆円の水準には到達していない。

このような中、中小企業の景気実感はどうなっているだろうか。日本銀行が「全国企業

図表2 まん延防止等重点措置発出状況

まん延防止等重点措置期間	対象地域
2022年1月9日～1月31日	広島県・山口県・沖縄県
2022年1月21日～2月13日	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県
2022年1月9日～2月20日(延長)	広島県・山口県・沖縄県
2022年1月27日～2月20日	北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県
2022年2月5日～2月27日	和歌山県
2022年1月21日～3月6日(延長)	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県および宮崎県
2022年2月12日～3月6日	高知県
2022年1月9日～3月6日(延長)	広島県
2022年1月27日～3月6日(延長)	北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、佐賀県および鹿児島県
2021年1月21日～3月21日(延長)	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、香川県、熊本県
2021年1月27日～3月21日(延長)	北海道、青森県、茨城県、栃木県、石川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県
2022年3月21日をもってまん延防止等重点措置終了	—

出所：内閣官房「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示」をもとに筆者作成

図表3 入国制限推移

実施日	内容
2021年11月30日	外国人の入国停止を表明
2021年12月1日	入国制限上限を1日3,500人に設定
2022年3月1日	入国制限上限を1日5千人に引き上げ
2022年3月14日	入国制限上限を1日7千人に引き上げ
2022年4月1日	入国制限上限を1日1万人に引き上げ
2022年6月1日	入国制限上限を1日2万人に引き上げ
2022年6月10日	外国人観光客受け入れ再開
2022年9月7日	入国制限上限を1日5万人に引き上げ
2022年10月11日	入国者数の制限撤廃

出所：外務省「水際対策強化に係る新たな措置」をもとに筆者作成

短期経済観測調査（短観）」で公表する業況判断DI（ディフュージョン・インデックス）を見ると、企業規模ごとの認識の違いがあらわになっている。大企業は2021年当初から一貫して業況の認識が好転している。中堅企業でも2021年12月調査時から業況判断がプラス圏へと転じている。一方、中小企業では、好転傾向にあるものの依然マイナス圏にとどまっている（図表4）。

図表4 業況判断DI推移

	2021年				2022年			
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月
分類	大企業							
数値	2	8	10	14	11	—	—	—
分類	中堅企業							
数値	-8	-3	-1	3	2	3	—	—
分類	中小企業							
数値	-12	-8	-8	-3	-6	-2	—	—

出所：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」をもとに筆者作成

東京商工リサーチが公表する倒産統計によると、2022年4月～7月は4ヵ月連続で、件数ベースで前年同月を上回っている。コロナ禍の先行きに明るさが見え出した現状においても、中小企業にとって厳しい状況が続いている（図表5）。

図表5 倒産件数・負債総額推移

	2021年				2022年			
	件数		負債総額 (億円)		件数		負債総額 (億円)	
	全体	内 中小 企業	全体	内 中小 企業	全体	内 中小 企業	全体	内 中小 企業
1月	474	474	814	814	452	452	669	669
2月	446	445	675	662	459	459	710	710
3月	634	633	1,415	1,392	593	593	1,697	1,697
4月	477	477	841	841	486	486	813	813
5月	472	472	1,687	1,687	524	524	874	874
6月	541	541	686	686	546	545	12,326	12,306
7月	476	475	715	632	494	493	846	785

出所：株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに筆者作成

なお、2022年6月に負債総額が大幅に増加しているように見えるが、これは1兆1,330億円の負債総額を抱えて倒産したマレリホールディングス株式会社（業種分類製造業かつ資本金3億円以下であるため、中小企業分類）が大半を占める。

また、本統計は負債総額1,000万円以上を対象とするため、より規模の小さい倒産も多く起きていると考えられる。

このような中、中小企業対策費は令和4年度当初予算と令和3年度補正予算を合計して4兆円を超え、2020年や2021年を上回る金額となった（図表6）。

図表6 中小企業対策費関連予算推移

年度	金額
令和4年当初+(令和3年補正)	1,118億円+(3兆9,593億円)
令和3年当初+(令和2年三次補正)	1,117億円+(2兆2,834億円)
令和2年当初+(令和元年補正)	1,111億円+(4,067億円)
平成31年当初+(平成30年補正)	1,117億円+(2,634億円)
平成30年当初+(平成29年補正)	1,110億円+(1,976億円)

出所：中小企業庁「中小企業・小規模事業者関係予算案のポイント」をもとに筆者作成

政府が中小企業対策の必要性を認識していることを示す予算であり、中小企業診断士はより活躍しなくてはならない状況といえる。

4. 2022年の法制度改正

マクロ的な変化に加え、ミクロ的な実務も毎年変化している。2022年も多くの法制度が改正され、日常の業務内容に変化が生じた。

2022年1月1日からは電子帳簿保存法が改正された。これまで電子帳簿保存法による電子帳簿保存の開始には税務署長の事前承認が必要だったが、2022年4月1日以降に開始する場合は、この事前承認が不要になった。

また、タイムスタンプの付与期間が延長になるなど、実務的な内容が目立つ。

2022年4月1日からは、2020年6月1日以降大企業ではすでに義務化されている労働施策総合推進法改正で定められたパワーハラスメントの防止対策が、中小企業でも義務化された。

「優越的な関係を背景とした言動」、「業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動」および「労働者の就業環境が害される」ことを職場におけるパワーハラスメントの3要素として定義した（図表7）。

そして、「事業主の方針等の明確化および周知・啓発」、「相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」、「職場におけるパワーハラに係る事後の迅速かつ適切な対応」、および「併せて講ずべき措置」の4点が、職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置として求められている（図表8）。

社会のハラスメントに対する目がますます厳しくなっていることがわかる。

図表7 パワーハラスメントの3要素

職場における パワーハラの3要素	具体的な内容
①優越的な関係を背景とした言動	<input type="checkbox"/> 当該事業主の業務を遂行するにあたって、当該言動を受ける労働者が行為者に対して抵抗または拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの (例) ・職務上の地位が上位の者による言動 ・同僚または部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの
②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動	<input type="checkbox"/> 社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、またはその態様が相当でないもの
③労働者の就業環境が害される	<input type="checkbox"/> 当該言動により労働者が身体的または精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること

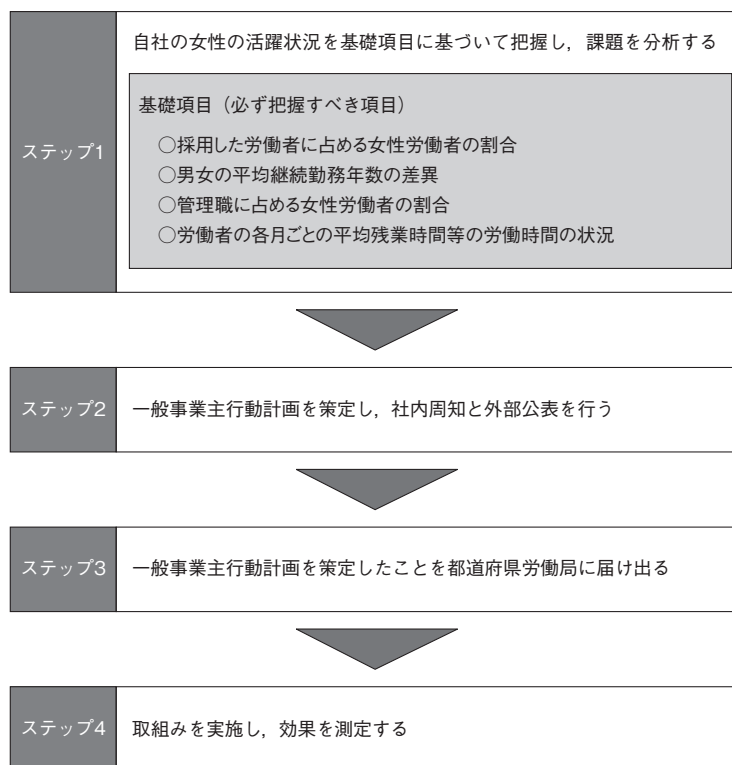
出所：厚生労働省「中小企業向け『パワーハラスメント防止措置』についてのチラシ」をもとに筆者作成

図表8 パワーハラスメントを防止するために講ずべき措置

事業主の方針等の明確化および周知・啓発	①パワーハラの内容・パワーハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ②行為者について、厳正に対処する旨の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備	③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④窓口担当者が、適切に対応できるようにすること
職場におけるパワーハラに係る事後の迅速かつ適切な対応	⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を行うこと ⑦事実関係の確認後行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧再発防止に向けた措置を講ずること
併せて講ずべき措置	⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩相談したこと等を理由として、不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

出所：厚生労働省「中小企業向け『パワーハラスメント防止措置』についてのチラシ」（2022年）をもとに筆者作成

図表9 女性活躍推進法で求められる対応



出所：厚生労働省「一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公表の義務の対象拡大」をもとに筆者作成

また、2015年に施行され労働者301人以上の事業主に女性が活躍できる行動計画の策定・情報の公表が義務づけられてきた女性活躍推進法も、2022年4月1日からは常時雇用の労働者数101人以上の事業者が、対象として加わった。今後は、中小企業でも、自社の女性の活躍状況の把握・分析、一般事業主行動計画の策定と届出、取組みの実施と効果測定が求められる（図表9）。

これらの法制度の改正は、税理士や社会保険労務士の業務範囲になる部分が多いものの、顧客企業がこれらの対応を取っているかを確認する必要がある、中小企業診断士としても注目すべき制度変更といえる。

齋藤 慶太

（さいとう けいた）
 東京大学大学院卒業後、ITコンサルタント、メーカー海外工場駐在・経営企画を経て現在はIT企業で新規事業開発に携わる。2020年中小企業診断士登録。全国通訳案内士（英語）登録。

